

この書面をよくお読みください。

### 特定継続的役務提供取引（美容医療）契約書

後記の契約約款に基づき以下のとおり契約を締結します。

契約日	年	日	月	
患者様	氏名	フリガナ		生年月日
				大・昭・平・令
				年 月 日 ( ) 歳
(甲) 住所	〒	—	ご連絡先(自宅 TEL・携帯)	( ) —

#### 1 役務内容と金額

役務の提供期間	年 月 日 ~ 年 月 日
---------	---------------

役務の名称	役務の補足説明	金額
		¥
		¥
	合計①	¥

関連商品の名称	関連商品の補足説明	金額
		¥
		¥
	合計②	¥

お支払総合計金額 ①+②	¥
--------------	---

#### 2 お支払方法及びお支払時期

お支払方法	お支払時期	金額
クレジットカード1回払い	年 月 日	¥

#### 3 事業者（乙）の概要

法人名	医療法人社団恵心会 京都武田病院
代表者氏名	理事長 武田敏也
所在地	〒600-8884 京都市下京区西七条南衣田町11
電話番号	(075) 312-7001
担当者名	

#### 4 前受金の保全措置

前受金の保全措置については、行っていません。

#### 契約約款

- 第1条 患者様（以下「甲」といいます。）は、本契約書の記載内容及び約款の各条項を承諾のうえ、当法人（以下「乙」といいます。）に対して、本日、美容医療サービス（以下「役務」といいます。）の申込を行い、乙はこれを承諾しました。
2. 甲が未成年の場合は、親権者の同意を必要としますので、書面にて親権者の同意を乙が確認したうえで、本契約の成立となります。
3. 甲がクレジットを利用する場合は、甲及びクレジット会社間の立替払契約が成立しないときは、本契約も成立しなかったものとみなします。
- 第2条 乙は、甲に対し、本契約書に記載するコース名、時間及び回数の役務を提供するものとし、役務の提供に際し甲が購入する必要がある商品（以下「関連商品」といいます。）がある場合は、その商品名、種類、数量を明記するものとします。
- 第3条 乙は、甲に提供する役務の対価、関連商品がある場合、その代金その他甲が支払わなければならない金額を本契約書に明記するものとします。
- 第4条 甲は、乙に対し、役務等の金額を本契約書に記載された支払方法及び支払時期に従い支払うものとします。
- 第5条 役務の提供期間は、本契約書に記載された期間とします。ただし、提供期間は、甲乙双方の合意により6か月間を限度に延長できるものとします。甲が延長を希望する場合は、役務提供期間満了日の30日前までに乙に申し出なければなりません。

#### 第6条（クーリング・オフについて）

甲は、契約書面を受領した日から起算して8日間以内であれば、関連商品を含め、書面または電磁的記録（メール等 宛先メールアドレス：biyou@kyototakeda.jp）により契約を解除することができます。これをクーリング・オフといいます。なお、関連商品のみのクーリング・オフは認められません。クーリング・オフした際には、違約金及び利用した役務の対価等の支払いをすることは不要です。また、乙が、当該契約に関して甲から金銭を受領しているときは、速やかに全額を返金いたします。ただし、関連商品のうち消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用または消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部または一部を使用または消費させた場合は除きます。）は、当該商品をクーリング・オフすることはできません。

2. 乙が甲に不実のことを告げ、または威迫したことによりクーリング・オフが妨害された場合は、甲は、改めて乙からクーリング・オフができる旨を記載した書面を受領し、乙より説明を受けた日から起算して8日間以内であればクーリング・オフをすることができます。

3. 関連商品の引渡しが行われている場合は、当該関連商品の引取りに要する費用は乙の負担とします。

4. クーリング・オフは、甲が書面及び電磁的記録（メール等 宛先メールアドレス：biyou@kyototakeda.jp）を乙宛に発信したときにその効力が生じます。

5. クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりますので、詳細は各クレジット会社の規約等でご確認下さい。

6. 「電磁的記録」とは、電子メールやFAX等のことをいい、乙に対し、メールでクーリング・オフを行う場合には、以下のメールアドレスに送付して下さい。

（メールアドレス：biyou@kyototakeda.jp）

第7条 甲は、クーリング・オフ期間を過ぎても、関連商品を含め契約の中途解約ができます。ただし、関連商品のうち消耗品については、開封したり、その全部もしくは一部を使用または消費したとき（乙が甲に当該商品を開封させたり、その全部または一

部を使用または消費させた場合は除きます。)は、当該商品中途解約することはできません。また、未使用であっても、著しく商品価値がそなわれている場合は、残存価値が認められないことがあります。その場合は、返金対象外となります。なお、関連商品のみを中途解約することはできません。

2. 中途解約時の費用として、次の料金をお支払いいただきます。

【役務提供開始前】 2万円

【役務提供開始後】 提供された役務の対価に相当する額+関連商品代金+解約手数料

- ・「提供された役務の対価」 1回あたりの役務料金×利用回数
- ・「関連商品代金」 消耗品のうち開封または使用したものの代金
- ・「解約手数料」 契約残額(未消化役務残額)の20%に相当する額(上限5万円)

3. 役務提供期間が過ぎた契約については、中途解約はできませんのでご注意ください。

4. クレジット等をご利用の場合の精算は各クレジット会社所定の方法によりますので、詳細は各クレジット会社の規約等をご確認ください。

第8条 乙は、甲へ役務提供するにあたり、事前に甲の体質及び体調を聴取し確認するものとします。甲の体質・体調により、乙は甲への役務提供をお断りする場合があります。

2. 役務提供期間中、甲は体調を崩したり、施術箇所異常が生じた場合は、直ちに乙へその旨を伝えるものとします。この場合、乙は直ちに役務の提供を中止します。

第9条 甲は、甲の都合により所定の日以降にキャンセルをした場合は、別途定めるキャンセルポリシーに基づき所定のキャンセル料を乙に支払うものとします。

第10条 本契約書に定めのない事項については、甲乙の協議により解決するものとします。